

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれています。
これは法令で定められており、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

(例)

10月1日 生まれ	10月2日 生まれ
↓	↓
9月分から	10月分から

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

- 介護保険料の年額を6月から翌年1月までの毎月(年8回)に分けて納めます。
- 市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

※スマートフォン決済アプリを起動し、納付書のバーコードを読み込むことで、24時間ご自宅等でも保険料を納付できます。この場合、領収書は発行されません。

〈対応しているスマートフォン決済アプリ〉

・PayPay ・J-Coin Pay ・PayB
・支払秘書 ・d払い ・auPAY

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

- 手続き**
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※申し込みから口座振替開始までの月や残高不足で引き落としができない場合などは納付書で納めることになります。

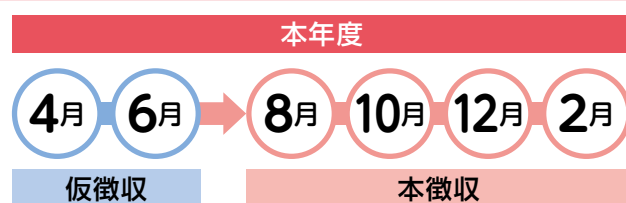
※スマートフォンやパソコン等からインターネットを利用して口座振替の申し込みができます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322882/index.html>)



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。
前年度の所得などが確定する前の4月、6月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、8月、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね半年から1年後に介護保険料が天引きになります。



! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が変更になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護が必要となったときに、ご本人やご家族が安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

納期限から1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。
申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

納期限から1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止められ、滞納している保険料に充てられる**場合があります。

納期限から2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったり**します。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は早めに担当窓口までご相談ください。
減免や猶予が受けられる場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

決まり方

納め方

国民健康保険に加入している方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分と介護分を合わせて、国民健康保険税として、世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入している方

加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

医療分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。